

第四十三回 参議院内閣委員会會議録第六号

(一一一)

昭和三十八年二月二十七日(水曜日)

午前十時二十八分開会

委員の異動

二月二十七日

補欠選任
塩見 俊二君 丸茂 重貞君
宮澤 喜一君 日高 広為君
鬼木 勝利君 中尾 辰義君

出席者は左の通り。

委員長 村山 道雄君
理事 石原幹市郎君
下村 定君
鶴岡 哲夫君
山本伊三郎君

委員

大谷藤之助君
栗原 祐幸君
源田 実君
小西 英雄君
小柳 牧衛君
林田 正治君
日高 広為君
丸茂 重貞君
千葉 信君
中村 順造君
中尾 辰義君
小林 篤一君
田畑 金光君

國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君
國務大臣 志賀健次郎君

政府委員

内閣官房長官 黒金 泰美君
人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総 瀧本 忠男君
局給与局長 増子 正宏君
総理府総務長官 徳安 實藏君
内閣総理大臣 増子 正宏君
官房公務員制 度調査室長 瓜生 順良君
宮内庁次長 小畑 忠君
皇室経済主管 山口 西君
行政管理局長 小野 裕君
政監察局長 池田 清志君
防衛庁人事局長 平井 延郎君
大蔵省主計 局給与課長 伊藤 清君
事務局側 常任委員 伊藤 清君
会専門員 灰木 広君
自治省財政 局財政課長 灰木 広君

説明員

自治省財政 局財政課長 灰木 広君

本日、の会議に付した案件

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(行政監察に関する件)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動がありましたので報告いたします。

本日、鬼木勝利君、塩見俊二君及び宮澤喜一君が辞任され、その補欠として中尾辰義君、丸茂重貞君及び日高広為君が委員に選任されました。

○委員長(村山道雄君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、質疑を行ないます。

政府側から佐藤人事院総裁、瀧本人事院給与局長、小野防衛庁人事局長、増子公務員制度調査室長及び平井大蔵省給与課長が出席しております。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田畑金光君 人事院総裁にお尋ねいたしますが、人事院の勧告と、今度政府の出しました一般職の職員給与に関する法律の一部改正法案、その他の法律改正を比べてみたときに、人事院勧告の内容どおり実施したところと実施していない点があると思ひますが、どういふ点が実施されていないのか、これをひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 政府の原案におきましては、大体実体的にはわれわれの勧告がそのまま採用されていると思ひます。ただ最も遺憾な点は、施行の時期、これが私どもの勧告では五

月からということになっておりますのに対して十月からということ、大幅に繰り下げられた、これが大きな違いであると思ひます。

○田畑金光君 五カ月間要するに人事院勧告がずれておるわけでございますが、この五カ月間のズレによつて幾ら経費の面において公務員の諸君が損失を受けることになるのか。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院の勧告どおり実施された場合とそうでない場合とどれくらい違ふかということでございますが、概算いたしてみますと、おおむね平均一人当たり一万二千円前後になると思ひます。

○田畑金光君 予算総額にして幾らになるのですか、総額。

○政府委員(瀧本忠男君) 今私が申し上げましたのは一人当たり平均の額でございますが、予算のことではあります。これは、大蔵省のほうへお尋ね願ひたいと思ひます。

○政府委員(平井延郎君) 五月実施の場合と十月実施の場合を比べてみて、一般会計で二百十二億円の差を生じております。

○田畑金光君 期末手当、勤勉手当についてはどういふことになりそうですか。

○政府委員(平井延郎君) ただいまの数字は期末手当も含めた数字であります。数字は期末手当も含めた数字であります。

○田畑金光君 総裁にお尋ねいたしますが、人事院の勧告が総裁の先ほどの答弁のとおり、いつも政府の実施は数カ月ずれて実施をされておるわけ

す。これに対して人事院としてはどういふようにお考えですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはお尋ねを待つまでもないと思ひますが、私どもは四月現在で民間との較差を調べまして、その較差を埋めようという建前で勧告をいたしておりますわけでありまして、したがって、その勧告の意思は、当然少なくとも五月にさかのぼりませんとつじつまが合わないことになり、それがさういふふうに参加しないということになりますと、これはたいへん私どもの立場としては困つたことであり、まことに残念だと思ひます。

○田畑金光君 人事院の立場としては、まことに遺憾であるということだけですか、それともさういふ政府の態度に対して毎年とかく報告なり勧告をされなければならぬ人事院の使命からみまして、当然さういふふうな際に、こ

ういふ常に人事院の勧告がおくらされておる点については政府に強く警告を発する、あるいは人事院として何らかのべき措置があるやにわれわれは考えるわけですが、こゝういふ点については総裁としてどのようにお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 人事院の立場として意思表明をいたしますについては、当然限界と申しますか、節度があると思ひます。それはでな圧力をかけるというふうな形の主張をするということとは、これはいかなることかと思ひますが、それに至らない範圍においてできるだけ説得というか、御納得を

求めるという方向の努力は従来もして参っておりまして、また、今後も一そりという方面の努力をいたさなければならぬというように考えております。

○田畑金光君 具体的にどういうような努力を従来やってこられたわけですか。今のお話によると、説得その他いろいろな方法を通じて政府に百パーセント実施を努力なされてこられたというわけですが、具体的にどういうようなことをなさってこられたわけですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の知っております限りにおきましては、まず第一に、勧告というものは、従来もさうになつておりますけれども、できるだけ説明その他において、あるいは資料その他において、政府あるいは国会のみならず、一般の国民諸君にもできるだけ納得していただけるようにという努力は勧告そのものには盛り込まれておるわけだと思つております。したがつて、その勧告に盛り込まれておりますところを敷衍し、あるいは説明して、さらに御了解を確実に得るというわけに、政務方面なりあるいはまた、政府当局者の側に対して御説明を申し上げておるが、一方国民に対する関係においては、世論、ジャーナリズムに待つほかはございませんが、別にそういう方面で取り立ててはでな行動をしてゐるわけじゃございません。にじみ出すような気持で努力をいたしてきたつもりでございます。

○田畑金光君 まあその点はその程度にとどめておきまして、毎年繰り返されることでもありまして、今私の申し上げた点については、今後人事院当局はさらに強い態度で政府に要請されることを、お話の筋だけでは納得いきませんけれども、希望いたします。それから関連してお尋ねしておきたいのですが、昨年十月実施ということ、御承知のように、昨年の十二月臨時国会が開かれて、予算並びに法律が成立しないまま今日に至つた。そこでこれは一般職国家公務員、その他公務員の迷惑は非常に大きなものがあるわけですね。同時に、ことに地方公務員の場合等においても、非常に混乱を招いたわけですね。多くの地方団体では条例はもう十二月にそれぞれの議会で成立をし、予算も成立をした。そしてまた、ある地方団体では現に条例に基づいて給与をしたところもあるわけですね。ところが、またある団体は、自治省からの行政指導によつて、これを実施しないままに今日に至つておることもあるわけですね。こういう点については、まことにこれはいろいろ地方公務員にも地方自治体にも混乱を招いたわけですが、総裁としてはどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(佐藤達夫君) ちょっとお答えがしにくいのであります。これは昨年の臨時国会で成立しておれば起ころなかつたであらうような事態が、今日まで未だこれが遷延したために起こつた、それについてどう考えるかということになつておる、これは私も公務員の身分を考えておるものとして、これはもう目の前に公務員諸君が困つておる状況を見ておるわけでありまして、これは非常に私は遺憾なことであつたと、また気の毒なことであつたと思つておる。それ以上そのことに対して批判がましいことを申し上げるわけにはいきません。ただ公務員が非常に困つたということだけ申し上げておきたいと思つておる。

○田畑金光君 困つたということは、まことに残念であつたし、そういうような姿になつてもういたくなかつたという意味だと私は思つておるが、そこで私はこれは総裁にお尋ねしたほうが適切かどうかはわかりませんが、地方公務員の場合、ちゃんとその団体——府県なら府県、市町村なら市町村の条例がきまつたならば、それに基づいて支給措置をやつても一向地方団体としては差しつかえないと私は思つておるが、総裁はどのようにお考えになりますか、あるいはまた、自治省関係の件ならば、自治省の人からお答え願ひたいと思つておるが、総裁のようにお考えですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはちょっと私の立場としては御遠慮申し上げたほうがよいと思つておるが、田畑委員も御承知のとおり、地方公務員の関係は私どもの管轄外でございます。し、それに対する自治省のやり方を批判するということとは、これは差し控えるべきだと思つておるから、自治省のほうにひとつお尋ねをいただければ幸いと思つておる。

○田畑金光君 総裁は何しろ法律の大家だし、法律的の解釈として私はお聞きしてゐるわけで、人事院総裁としてお答えにならなくてもけっこうです。私は地方自治体の場合はほとんど予算がきまつた以上は支給したつて一向差しつかえないと思つて、法律的に、そういう解釈の面をお尋ねしておるわけ

す。何しろ法律の大家ですから、教えていただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 絶対に大家ではございませんので、法律のことはすっかり忘れてしまいましたので、ひとつごかんべん願ひたいと思つておる。

○田畑金光君 それはいづれまた自治省にひとつお尋ねすることにして、もう一つ私は、これは数字的に何伺いたしますが、衆議院の内閣委員会での法律の取り扱いについていろいろ話し合ひがなされておる。第一点は、十月実施を五月実施に人事院勧告どおり実施してもらいたいという交渉、話し合ひがなされたようです。これは私先ほどの五カ月間の失う額は幾らかというところで、二百十二億という、こういうこととわかりましたが、もう一つは、勤勉手当の〇・一カ月分増額の話し合ひがなされた、こう聞いております。〇・一カ月分というところと幾らぐらひになりますか。

○政府委員(平井勉郎君) 〇・二カ月分の話し合ひがなされたということ、ちょっと私詳しくは聞いておりませんが、一般会計におきましては二十七、八億になるということでございます。

○田畑金光君 話し合ひの結果、初任給の五百円の引き上げ措置がなされてゐるわけですが、これによつて幾らの予算がふえるわけですか。

○政府委員(平井勉郎君) 一般会計において三十七年度分といたしましては、三億四千四百萬円の増加にならうかと思つておる。

○田畑金光君 三点の話し合ひがいろいろ難航した結果、最終的には初任給の手直しで話し合ひがついたというこ

と、それぞれの金額についても、お答えを通じて大體理解されましたが、とにかく公務員の給与の実施が、人事院勧告の実施が今日この段階まで延びてきたということは諸般の情勢上やむを得なかつたものがあるにいたしまして、まことに遺憾なことだ、こう思つておるわけでありまして、まあしかし、国会の使命として一日も早くこの法律の成立を通じて、国家公務員あるいは地方公務員等の今日まで受けた迷惑を償ひをつけるといふことは最も大事な問題だと、私はこう考えておるわけですね。その他いろいろお尋ねしたいこともありますが、一応この程度でやめておきます。

○鶴岡哲夫君 きのう種々お伺ひしたのですが、きのうの私の結論はいろいろありますけれども、その一つは、人事院の従来の勧告様式に對しまして政府は明らかに不信の意思を表明したというところだと思つておる。それは七大学の学長をああいう形で引き上げる、私も引き上げることにしては賛成でありますけれども、少なくとも一般職について従来の人事院の勧告の根本的な考え方であつた官民比較に基づいたという点を完全に否定したものと、いふふうに言わなかならない。さらに公務員の一等級、二等級、三等級というところ、こういうところは人事院の官民比較様式に對しては非常な不信を持つてゐる。これは今日の七大学の学長問題が出た根本的な理由です。さらに四等以下八等までの公務員全体は、長年にわたつて人事院の勧告様式に對して非常な不満を表明しておる。そういう意味からいふならば、人事院のこの勧告様式といふものは一体どこが支持しておるのか。公務員の中のどこが

一体支持してあるのかというふうに私どもは考えておる。よもや人事院はそういう意味では全く孤立無援、そういう段階に追い込まれているんじゃないかというふうに私も思います。したがって、ここで人事院は従来の勧告様式に対して根本的に反省をする必要があるというふうに私は思います。すでに總裁は七大学長を上げるならば、さらに国立大学の学長を上げなければならぬ。それに伴って一般の大学教授も上げなければならぬという意見を表明されている。これは明らかに人事院自身が、自分の勧告様式を否定したものであるというふうに言わなければならぬ。そういうことに発展をする。したがって、私はこの際人事院は、従来の非常に不満があった、だけれども支持しない、奇妙な官民比較論というものを、ここではっきり重大な反省をする必要が私はあると思います。ここで二、三申し上げて、ひとつ反省を促したいわけですが、私は人事院は公務員の給与を上げるために、一挙に上げるというわけにはいかないから、逐次計画的に上げるということをやっていかないと、なかなか一ぺんに上げますと、金も要りますし、たいへんです。しかし、人事院が十年にわたって、ああいう奇妙な官民比較をしたことの悪弊がついて、今やどうにもならぬ形になっている。それが今日の事態に至ったのではないのでしょうか。私はすでに人事院が公務員の地位というものを、どういふふうに考えておられるのか、非常に常々不満に思っております。もつと人事院は公務員の地位というものについて、正しい誇りを持ってもらいたいと思う。たとえば本省の課

長と比較するのに五百人以下の事業場、これは五十人の事業場もありますし、百人の小ぢやかな事業場もあります。が、そういうところの部長の次の次長、これと比較をしなければならぬ。あるいは四等級の者を、五百人以上の企業の係長と比較しなければならぬ。あるいは五百人以下の、いろいろありますが、たとえば五等級の問題にいたしましても、五百人以上の係長と比較できない。一体どういふことですか。そして五百人以下の、五十人や百人や、二百人や三百人という小さな企業の係長と比較する。一体公務員というものをどういふふうに見ておられるのか。私どもはかねがねから不満を持っている。こういう官民比較をやられるから、人事院の奇妙な比較について、公務員の中に信用がない、支持がない、こういうことになっているのではないでしようか。私はこの機会に人事院の従来の根本的な給与の考え方である官民比較、さらに公務員の地位というものをどういふふうに見ておられるのか、もつと正しい誇りを持って、公務員の地位というものを位置づけてもらいたいと思う。そういう点について總裁の見解をお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫) 正しい方向において、また正しい姿において公務員の地位を見つめていくということ、は、もうまさにおっしゃるとおりで、私もその心がまえでいるわけでございす。ただこの給与の関係において、どういふ結論を導き出すかという点につきましても、これはまた申し上げるまでもないこととさせていただきますが、私どもの立場としては、きわめてこれはじみちにかざるを得ない。じみちにかくということになる、これはおのずからやはり官民の比較というような資料に基づかなければならない。これは人づくりの政策を人事院としては大いに推進してやろう、そのために勧告のほうで大いに手心を加えるというふうなことは、これはどうも避ける。やはりじみちにかなければならぬというところになれば、やはり従来の官民の比較というところに基礎を置くことは、これはやむを得ないことだろうし、当然のことだろうと思います。ただその場合に、今お示しのように、どこをつかまえて、どういふ比較をするかというような問題は、見方の問題もあり、いろいろ議論もあろうかと思ひます。私は幸いにしして申しますか、不幸にして今度この新しい仕事に携わることになりましたので、いろいろお言葉を十分拝聴いたしまして、あらゆる点から遺憾のないように、ひとつこの次の場合善処して参りたいという心がまえでおります。

○鶴岡哲夫君 非常に時間が少ないために、詳細にわたって、意を尽くして、總裁に対して意見を伺うというわけにいきませんが、ただこの問題につきましても、私常日ごろから不満を表明している。どこにも支持者がない。私は、今三等級なり四等級、五等級の例をとりましたが、どこをとってそれと比べる。五等級というものをとりましても、五百人以上の係長となぜ比較できないか。本省の係長をなぜできないか。五百人以下の三百人、二百人、五十人という企業の係長とどうして比較するのか。公務員の地位というものを、はつきり正しく自信を持って評価してもらいたいと思う。それが今日の官民比較のやり方について非常な不満があつて、だれも支持しない事態に陥っているということだと思ひます。それを一つつけ加えておきます。

次に、同じように官民比較で、もう一つ次に指摘をいたしたいのは、これは従来の、私、今の官民比較のやり方はたくさん問題点があるというところを指摘してきておるわけですが、今の十五の俸給表ができました。十五の俸給表をそれぞれある意味で均衡をとっておられるんですね。ここに大きな問題がある。公安職俸給表(一)とか、あるいは公安職俸給表(二)とか、あるいは税務職俸給表、それぞれ民間に該当するものがないので、これは除く。あるいは教育職(三)、これは義務教育だから省く、民間の調査をしない。あるいは今度新しくできましたところの教育職(四)、これも民間にありませんから民間の調査をしない。比較をしない。これはいいと思います。そのほか教育職(一)とか、(二)とか、こういうものを官民比較から除くべきだと強く主張しておる。海事職(一)についても同じです。こういうものを比較から除くべきだと思ふ。そういうためにここで私は若干の例をあげたいんですが、時間がありませんから、二つだけ例をあげて申し上げておきます。

一番大きな欠陥は、どういふところに現われるかといひますと、医療職俸給表(一)、国立病院あるいは国立大学の附属病院の医者、この俸給表は極端に参つちまつておるですね。これは過去三十五年、三十六年、三十七年に例をとって申し上げてもよろしいですが、時間がかりますから、三十七年度から例をとつてみまして、この医療職のお医者さんは民間のお医者さんよりも一万七千円低いと出ているんですね、人事院の調査で。率で言いますと三七%低いというのです。ところが、今回どれだけ引き上げるか。七%引き上げるんですよ、七%。なお三〇%低いんですよ。金額にいたしまして実に一万二千六百円低いんですよ、民間よりは。同じ医者が民間とこれだけの大きな差があるというのです。しかも、これは五、六年の歴史です。そのため、今日国立病院の医者あるいは国立大学の附属病院の医者がどういふ勤務条件にあるかということ、人事院は御承知のとおりだと思ふ。こういう事態を見て見ぬふりをするというのは、不届きだと思ふ。研究職についても同じです。極端に出ているのは、この医療職と研究職です。このような事態に放置して国立大学の附属病院なりあるいは国立病院というものの医療というものが希薄にならないかどうか。御承知だと思ひます。常勤のりっぱな医者が病院に三日しか、四日しか出ない。出ないですよ、こんな安い給料では。あと大学の研究所に行っている。こういう実情になりつつあるじゃないですか。それを承知して、今度もこういうようなことをやられる。これはひとえに、先ほど申し上げたように、俸給表には妙なバランスをとられていて、いふところに大きな欠陥がある。もつと大きな視野からこういう問題について配慮しなければなりません。いろいろな御意見もあるだろうと思ひます。実態はそのとおりです。こういう問題についてどういふふうに考えておられるか、簡単に何つておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 今の医者その他のお話は、私も十分当面の代表の方々にもお会いしまして、実情はわかっております。また、確かにそういう事実があるように思っています。したがって、先ほど申しましたような面と含めまして、そういう問題を全面的にひとつ見直して、検討してみようというつもりで、それがまた合理的な理由があるということになれば、これは別であります。あるかないか、もっと精密に検討を要するかどうかと考えております。

○鶴岡哲夫君 いや、そういうことでまたやむやみの中にいろいろ千二、三百円、毎年三〇〇万円より低いという事態が四年くらい続いているんですよ。いつまでたってもこれは改められない。私は毎国会この点を指摘している。こんな三〇〇万も低くて、それが四年間も続いているんです。ですから、そういうことにならないように、總裁のひとつ善処を切に望みまして、次に移りますと、次は期末手当、この期末手当の根本的な問題は、私はこの委員会でも指摘し続けているのでありますが、人事院は、公務員の俸給表につきまして、よく民間の職員と比較されるんです。ところが、その期末手当についても、職員を百万名とりますと工員も百万名とられる。そうしてそれを二百万名で割って平均で出される。むしろこれは工員のほうがちょっと多いんです。これは俸給表については職員と比較する、しかし、期末手当については、職員と工員とのこみで比較をするという点、これは矛盾だ、前後揃うだということ主張しているんです。だれが見ても矛盾です。すみやかに是

正されるべきだと思ふ。ところが、だんだんこう執拗に迫りますと、人事院の答弁では、しまいにはこういふことになるんです。民間におきましては、重役というものと係長という下の者とは期末手当が違ふ、重役は六カ月だ、係長は三カ月、四カ月だ、そういう差が出てくる。しかし、公務員の場合には、三・七月で次官初め下のほうまで出してあります。こういう言い方をされる。これは問題をすりかえるのものはだしい。矛盾だという点を、矛盾であるかどうかはつきりしなければならぬ。すりかえてそういうような論議をされることは私は許せないと思ふ。

のみならず、これは民間の場合においては利潤の追求を唯一の目的とする営業事業体です。一方は公務員なんです。そのために三・七月分という一率の支給がされているという、そういう点をネグレクトして、問題をすりかえたような考え方は私はやめてもらいたい。しかし、一挙にこれをやるといふことになりまして、私もお察しがつきます。したがって、逐次これはやはり変えるという方向にひとつ努力していただきたいと思ふますが、私としては一挙にやってもいいと思ふんです。これはしかしなかなか一挙にやるといふことはたいへんなことです。たいへんなと言いませんが、相当な配慮が要すると思ふ。したがって、この点について十分努力してもらいたいという点を申し上げておきますが、總裁のひとつ御見解を承ります。

○政府委員(佐藤達夫君) 人事院の答弁までにはわたってお教えを受けたわけでありまして、その答弁がはたして当たっているか、おらないか、御疑問をお持ちのようでもございますので、私ただいまのお教えを貴重なお教えと拝承いたしまして、しっかりと勉強して参りたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 次に、これは修正案につきまして、もうあと二つ、三つ残っておりますが、修正案につきまして、今こでどうこうというわけにはいかないわけでありまして、ただ、実際問題といたしまして、これは人事院に配慮を願わなければならぬところじゃないかというふうに私思ふわけです。今日すみやかにこれは通して一刻も早く、一日も早く公務員の手に支払いたいという気持ちを私も持っているわけですが、それは行政職俸給表の(二)ですね、この行政職俸給表の(二)は、御承知のとおり、前は行政職俸給表の(一)と行政職俸給表の(二)が一本になっておったんですが、三十二年のときにこれを二つに割りました、非常に大きな問題があったのであります。二つに割つて、その後七年にわたつて行(一)の人たちが行(二)と比較したしまして職務上非常に不利な議論が積み重なつてきておるわけですね。これは人事院も御承知のとおりなんです。これらについて人事院が漸次いろいろな配慮をしておられるという点をわれわれも見受けられるわけですが、今度の勧告にあたりまして、人事院といたしまして配慮を若干せられて、行(一)と行(二)の対応番号を比較いたしました。行(二)の場合に百円から三百円ほど上積みしておられるんです。

ね、のよに見受けておるんです。三等、四等、五等については大体百円ほど上積みをしておられる。それから二等については二百円から三百円上積みをして配慮をしておられる。それから一等については二百円から三百円ほど上積みして配慮をしておられる。今回修正によりまして、下の者が千五百円足らないものをそこまで引き上げるという点で、百円から二百円程度のものが若干引き上がったわけですが、ただ先ほど申し上げたような人事院の配慮がありましたために、行政職俸給表の(二)の場合には適用者がうんと少ないと、こうならざるを得なかったのじゃないかと思ふのです。したがって、実際修正してみますと、行(二)の場合におきましては今度の修正に適用される人の最高号俸が大体一万一千円になっております。ところが行(一)の場合は、いずれの場合におきましても大体二万一千円になっております。ですから二万一千円の号俸のところまで百円積み重ねたわけですね。ですから行政職俸給表(二)の場合は、先ほど申し上げたような配慮がありましたために、一万一千円の号俸のところまでしか積み上げられない、修正されないと、こういうことになったわけですね。これは公安職の俸給表の(一)あるいは税務職の俸給表の(一)の俸給表をとりまして、大体二万円のところまで百円上がったわけですね。ところが、この行政職俸給表の(二)のところは先ほど申し上げたような経緯で一万一千円のところまでしか上がらない。したがって、結論として言いますと、人事院のほうがこの行(二)について非常な不満があるために若干の配慮を払われた。百円から三百円の配慮

を払われた。それが今度の修正によって帳消しになったというような形が——帳消しになったというところまでいきませんが、帳消しになったような形のものが出た。したがって、この一万一千円という非常に低い号俸のところしか百円積み重ねられない、こういうことになったんですね。したがって、これについて人事院として次の勧告でこれは配慮をひとつ払ってもらいたいというのが私の希望なんです。いかがでしょう。

○政府委員(佐藤達夫君) 確かにその点もある面が若干ございます。で、私どももその点は内々で話し合つたこともあるのであります。その点をめぐつてやはり今後それではないのか、やはりそのままでいいけないのかという点を含めて十分検討して参りたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 それからもう一つ、この法案の中に期末手当につきまして、「支給日前一カ月以内に退職し、または死亡した職員で人事院規則で定めるものについて」支給ができるというところになりました。これは非常に喜ばしい措置であるわけですが、「支給日前一カ月以内に退職し、または死亡した職員」といいますが、これをやはり休職とか休暇とかそういうものがここに考慮されるべきじゃないかと思うのですがね。ちょうど支給日の一カ月以内に死んだ者については支給すると、あるいは退職したものについては支給すると、しかし、ちょうど病気になるって療養生活に入った、あるいは休職になった、休暇になった、こういう場合にやはり同じような措置がとられるほうが均衡上いいのではないかと私は

を払われた。それが今度の修正によって帳消しになったというような形が——帳消しになったというところまでいきませんが、帳消しになったような形のものが出た。したがって、この一万一千円という非常に低い号俸のところしか百円積み重ねられない、こういうことになったんですね。したがって、これについて人事院として次の勧告でこれは配慮をひとつ払ってもらいたいというのが私の希望なんです。いかがでしょう。

○政府委員(佐藤達夫君) 適切なことをお伺いいたしたい。私個人は非常にうれしいのですが、勧告のあとといよいよ今度法律になる過程においてこれを検討してみました。せっかくここまでいけるならば休職のほうまでもう一足広げられぬものかと、勧告には休職は入っておりませんから、ちよつとあとの祭になりましたけれども、そういうことを申していろいろ検討したことがございます。しかし、いろいろ聞いてみますと、休職者に対する給与関係の根本的な問題がいろいろまだあるらしい。どうも末節だけをつかまえて解決はちよつとむずかしいということを聞きましたものですから、なるほどそういうことがあればこれは将来の宿題としてひとつ休職者についての給与関係

けれども人事院に対して文句をつけなければならぬわけですが、これは一昨年三十六年の二月ですが、この委員会で主張しまして、その点について当時の人事院総裁が検討したいということで民間の調査をやられたのです。私はこれは民間の調査を特にする必要もないも

のだと思うのでありますけれども、人事院としては民間の調査をやられたわけなんです。ところが結論は、五百人以上の事業場では二〇・七％支給している。で五百人以下の企業では一〇・二％支給している。したがって、これは新しく設ける必要はない、こういうような結論を出されたわけなんです。これは私としましてここで再度一つ問題として取り上げなければならぬ、こういうふうに思っておるわけなんです。その理由を以下若干申し上げますが、一つはこの人事院の調査のやり方がきわめて形式的、やる意思がない、こういうことであります。それはこの間の調査を詳細に検討いたしますと、その住宅手当というものについては調査をされた。しかし、それに類似するものは全然調査されていません。民間の場合によりますと、日経連が出しております賃金体系の実例という、非常に豊富にたくさん出ております。

それから三十六年——三十七年にか
けまして特に中小企業が若い人た
ちを吸収する必要上、察あるいは
独身寮を作るといふのが一つのブ
ームになりました。その一つが、そ
ういう経緯、それからもう一つの
問題は民間のやつを詳細に検討し
ますと、あるところでは非常に扶
養手当をよく出している、ところが
住宅手当についてはオミットして
考えている。しかし、食費の問題に
ついては重点を置いている。その諸
手当の総合勘案の中で定められて
いる、こういう傾向が非常に顕著
に出ておるように思います。特に
四万円ベースとか、三万八千円ベ
ースとかいう高いベースになります
と、そういう問題についての考慮が
ないという実情にもあるようであ
ります。ですが、そういう問題を
やはり総合的に考えた場合、個々
にもう一ぺん検討してみる必要が
あるのじゃないかという点を私は
考えておるわけなんです。さらに
民間の場合にお

そしてその地域における近傍の労働力を使ってというような形の場合が多いのですが、そういう場合における住宅手当については変わった配慮をしているのですね。ですからそういう親切な

それから民間と差がありますから、やはり公務の場合においては異動がどうしても前提になっている。その意味で再度重ねて検討していただきたい。

けです。あるいは三等級というような管理職、管理者に当たるような人たち、その人たちが全国を異動したという傾向だったので、異動といいま

う長のつくところが多いのですが、そういうところとところが相当数動くようになって、これは一つは労働対策からです。同じところに置いておく組合等の関係もある。そういう何といいますが、

それから最近盛んに言われている事務刷新あるいは人事刷新というような見方、長くそこに五年も十年もあるというのではまずいというような関係から従来なかったような異動が相当行なわれている。そういう人たちは従来県で言いますと、三等の所長、あるいは四等の部長あたりは官舎を持つてい

これは両方から意見として、管理者のほうは管理者として行ってもらいたい、異動したいけれども、行くとなると単身赴任をしなければならぬ、通勤できないという事態、頼むから行ってくれという。あるいは一年半たったら帰す、あるいは独自の人事上の配慮を払うからということになってしまふ。行く者にとっては別居をしなければ

ばならない、行くといふとどうしても下宿をしなければならぬ、家族を連れて行くとなると今よりもうんと生活が下がらなければならぬといふよりなことで、管理者の側からいへば、

一般の職員の間からも非常にこの住宅の問題について真剣な論議が行なわれている。そういうような点を総合的に勘案してみた場合に、再度人事院はこの問題について配慮を払い検討すべきではないかと私は思うわけなんです。総裁のひとつ御見解を承りたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 主として住宅手当のお話のように拝聴いたしますが、将来これをまだ設けておらない、踏み切っておらないということについては、いろいろまた私どもが考えましても、民間の場合との比較においても、たゞいま御指摘がありましたように、本俸との振り合い関係がどうなっているか、場合によっては本俸の中にこの分が入っているということも見られるというような、なかなか複雑な面がありますこと、それからこれまただいま御指摘のありましたように、会社のほうで宿舍を作つて現物を給付している。国の場合においても国設宿舍というものがあつたわけです。そういう点等いろいろ勘案してみますと、なかなかそこをむずかしい問題があるということから今日のような事態になつておるのではないかと思ひます。私は当面の問題としては、まず何よりも国設の宿舍というものを、特にたゞいま御指摘のようない動の激しい職種につきましては当然国設の宿舍が完備していなければならぬのじゃないか、幸ひ私の両側に關係の政府の最も有力な方がおられますから、ちやうどこの席上を借りてお願いしておきたいと思うのでありますが、私はそういう面は忘るべからざる面であると思ひます。しかし、といつて給与の面は全然

ネグレクトして、無視してもいいかといひますと、これも今のお言葉のように、やはりそれには関心をもちつて注目しながら検討を進めていかなければならない、そういう心がまえを持つておられます。

○鶴岡哲夫君 国設宿舍につきましても、昨午が五千戸ちよつとです。ことしが六千戸ちよつとになつております。これではまことに待つたら百年河清を待たなければならぬわけですね。そういうまだるっこしい話ではどうにもならない。私が申し上げているのは、ここ数年の顯著な事態としてそういう事態に陥つてゐるからして、国の住宅政策の一環である国設宿舍あるいは公務員宿舍、これについて政府は積極的に配慮を払われるということもぜひ必要だと思ひますが、それは今申し上げましたように、五千戸、六千戸というのじゃ百年河清を待つにひといひです。ですから当面している問題を私は申し上げてゐるわけです。ですから、さしあつてこの八月八日の勧告の問題、その際にこれはぜひとも検討をしてもいい。それについての見解を承つておるわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) もちろん十分心にかけて参りたいという所存でございます。

○委員長(村山道雄君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記を始め

○鶴岡哲夫君 残念、遺憾千万であります。種々問題もあつたすけれども、時間の都合もございまして、総裁は本会議に呼ばれておるといふことで

ございまして、この辺で今の問題は、人事院に対する問題はこれで終わります。

きのう宿題になつておりました官房長官に對します問題、これについて官房長官はどういうような御答弁をなさるのか、まずそれを承ります。

○政府委員(黒金泰美君) 昨日来問題になつております国立大学の学長の認証官、また、給与の改善の問題でございまして、われわれといたしましては、大学の学長を初め大学の教授方の待遇を改善したい、りっぱな大学を作つて参りたい。このような考えに出ましたので、一般職であります学長の給与の改定につきましても、私は私から人事院総裁に文書でお願ひをいたしまして御了解を得たような次第でございます。ただ根本の問題といたしまして、国家公務員の給与の改定につきましても、もちろん人事院の勧告を尊重して行なう。今までわれわれ何回も申し上げてきたところでありまして、今後ともその方針を変える氣持はございません。

○鶴岡哲夫君 私は、今官房長官はさういふ御説明をなさいましたが、これはよつて来たところが深いわけなんです。今官房長官がおっしゃつたような理由ではないわけですね。もっと深い理由からこの問題が発生をしてゐる。したがつて、これは単に官房長官がおっしゃるやうに七大学長の問題だけにおさまらない。すでに人事院総裁もきのうこの論議の中では、きわめて遺憾であるという発言をされてゐる。人事院は当然これらの諸問題について八月八日については配慮を払う。そして五月一日という勧告を出すに違ひな

い。一般職の七大学長、あるいはその他の学長、今おっしゃいました教授、そういう方々の一般職の人たちについて、何がゆゑに特殊な、従来の政府の考え方、従来の国の公務員の給与に関する考え方を否定するがごとき措置をされるのか。今官房長官は七大学長その他教授等は別だ、それ以外については従来の方針であるという言ひ方になつてしまふ。言ひかえまして、それではこれは法の前に不平等です。承知できないです。そういうことは、もしそういうことをおやりになるなら、これは一般職全体を解きほぐしてもらいたい。勧告形態から解きほぐしてもらいたい、解放してもらいたい。特殊なもの、認めるわけにはいかないです。これは私は政府の公務員の給与に関する考へ方がきわめて浅薄だと思ひます。これは私は承知できないです。もしもしぜひやるといふなら、ならば一般職全体について勧告から解放してもらはう。そういう態度をとらるべきだと思ひます。また、事実上そうなると思ひます。私は思ひます。ちよつとの問題ですから、この点についての配慮がなつておらないですね。ちよつとの問題ですから、この問題は時間の關係もありまして、私は七大学長の特例法案については内閣委員会へ付託してもらつて議論をする。それがもし不可能な場合においては、文教委員会と合同審査会において、政府を追及します。そういうやり方は従来の政府の根本方針を否定するものです。別と言つてもだめです。再度検討願ひます。

○政府委員(黒金泰美君) たゞいま申し上げましたように、今回の措置は勧告後に起こりました問題で、これにつきましては人事院に文書でもつて御照会して、やむを得ないだろうというお答えもありましたので今回の立案をした次第でございまして、先ほど申し上げておりましたように、給与の改定については人事院の勧告を尊重して行なうという従来の方針を尊重して行なうと思ひます。今後とも勧告を尊重してやるつもりでございます。

○鶴岡哲夫君 やつぱり私はそれは口をすつぱくしてそんなことにならないと言つておるのです。どういふ理屈でそうなりますか、ならないです。人事院は去年の八月八日に大学学長を含め全体で教育職俸給表の(一)について今年八月八日まで、その勧告の中には七大学長、今の十萬、十一萬を十六萬、十八萬に引き上げるというやうなことは一かからもない、それを示唆するやうなもの一つもない、それが尊重になりますかといふことです。しかし、これを引き上げる必要があるといふことは、これは人事院総裁もきのうお話のとおりそれじゃ八月八日に入ればならないか、これは私としては納得できない、大体官房長官自身も非常に明敏な頭でその点の矛盾がわからなはいはずはない、それを平氣で言うのは人をばかにしてゐる。これはおかしいですね。しかし、これはひとつまた別にやりました、徹底してこれはやらなければとてもこんなものではございませう。話にならぬ。これでやめます。

○千葉信君 関連して、ちよつと官房長官にお伺ひしておきますが、国家公務員のどの職が一般職に適合するか、

この職が特別職に該当するかという決定はこれは公務員法のたしか第二条で人事院の特殊な権限になっておるし、そしてまた、それが国家公務員法の大きな原則になっておるわけだ。そういう分類が責任を持って人事院に付託されていて、人事院が権限を持っておる事項について政府のほうからその点についてはどういふ態度で、今国会という言葉を使いましたが、人事院のほうへ問い合わせたというわけだ。だろ、という話があったというわけだ。が、具体的に、たとえば学長の問題です、その学長の場合にも第二条にいう一般職、特別職の分類はそのままにして、政府のほうで給与の改定だけを認証官とかんとかいう格好で処理されようとしておるのかどうか、その点明らかにしてもらいたい。

○政府委員(黒金泰美君) 七大学長を認証官にするということになりました。その、その認証官になります七大学長の給与はさういふふうにしてみたいと思ふけれども、いかがなものでございましょうかと、さういふ問い合わせなんです。

○千葉信君 その七人の学長ですね、現在は公務員法の建前からいって一般職になっていますが、さうすると、その一般職の学長を認証官にするとか、給与を上げるとか、給与を上げる話はあると回してもよろしいが、認証官にするという政府の考え方は、これは将来は特別職に持つていこうというお考えから認証官ということにしておられるのですか。

○政府委員(黒金泰美君) これは本来ならば文部大臣がお答えすることかと思ひますが、私どものお聞きしており

ます範囲では、格別さういふ意図はございまして認証官にした、しかし、一般職のままに置いておきます、身分はそのままでございまして、さういふ前提の上で給与の点を人事院と御相談したわけでございます。

○千葉信君 さうすると、わかりました、これはどうせあとでその法律案を審議するときに詳しくやらなければならぬと思ひますが、ただいまの政府の答弁は、態度が変わらぬのです、つまり一般職のまま、したがってこれは人事院の所管という事になります。か、一般職のまま認証官にするのだ、認証官にしたからといって、将来これを特別職とかんとかいふことは政府としては考えない、さうはつきり了解していいのですか。

○政府委員(黒金泰美君) 認証官にしましたこと、特別職にするということとは全然関係なしで、今のままで、その身分で認証官にしよう、さういふ考えでございます。

○千葉信君 重ねてお尋ねしますが、私はどうもその伏線としては、いずれそのうちには、さういふ認証官という格好になれば、人事院のほうでは、人事院の権限に基づいて特別職にしてくれるのだらうという期待を持たながら進めていることじゃないのですか。

○政府委員(黒金泰美君) 回答の中に、その身分を従前どおり一般職とすることは当然のことと考えると、人事院もさういふに了承しております。

○鶴岡哲夫君 もう一つ、きのうも問題にしたのですが、この政府が設けました認証官制度等調査連絡会議ですね、この中に特別職の基準、給与、さういふものを調査、審議するということ

とになっておりますね。ところで、この特別職の基準というのは、私は、これは人事院の権限だと思ひているのです。総裁は、きのうあまいまいな答弁をされたのですが、これはひとつ検討願ひたいと思ひますがね。

それで、特別職の基準、それから特別職の給与等を政府が審議されるということになると、これは当然一般職に直ちにはね返ってくる面が多いわけですね。さうすると、人事院の勧告権に對して非常な影響を与えることになる。従来は、一般職の勧告があつて、それに見合つて、それと均衡をとつて特別職の給与というのを大蔵省でお考へになった。そして、政府がそれをおきめになった。ですから、これは非常に妙な形に出てくる可能性があるから、この点については、もっと慎重に再度ひとつ検討してもらいたいと思ひます。その点をひとつ要望しておきます。

○山本伊三郎君 自治省にちよつと聞いておきますが、これに関連して、今度の給与法が御存じのように、衆議院で修正され、おそれるこの修正されたものが成立すると思ひますが、それに対して、地方公務員の場合、政府原案については、さきの臨時国会で、補正予算で一応単位費用が上げられたのですが、修正された部分の財源措置を、自治省は、地方公務員に對してどうするのですか。それを聞いておきたい。

○説明員(栗木広君) 今度国会において修正されるようになっております問題点につきましては、ただいま質問がありましたように、現在の基準財政需要額等には見積もつておりませんが、また、時間的にはその余裕がないわけ

でございますが、幸い今回配付いたしております交付税の中には、一応調整圧縮をいたしております四十一億ばかりを今度解除いたしまして、その配付を含めて配分いたすようにいたしております。それから財政規約上、当初見積もられておりませんでした地方税の増収も、これが相当ございまして、さういふ程度のものでございまして、地方財政の弾力性の中で十分配慮できるといふふうに考えております。

○山本伊三郎君 この配慮するということ、基準財政需要額の単位費用を引き上げるといふことは、別問題だと思ひますが、配慮するということ、自治省では何らかの方法で、さういふ措置をとれるという通牒が何かによつて処置されるかどうか。この点において法案が通りまれば、地方団体におきまして、やはり国家公務員に準じまして給与改定をやるようにという指導を例年どおりやるということに相なると思ひます。

○山本伊三郎君 それはわかつておるのです。わかつておるのだが、財政措置として、さういふ若干の余裕財源があるからそれでいいじゃないかということではなしに、自治省としてはさういふ余裕財源の出さなければ、財政の相当余裕のあるところはいとして、自治省の態度を聞いておるのです。それでさうやるべきであるといふ、直ちに基準財政需要額の単位費用を上げられないけれども、さういふ措置をとつても一応いいのじゃないかと、さういふ何らかの通牒を出すのかどうか、この点を聞いておるわけです。

○説明員(栗木広君) 財政上の問題といたしましては、ただいま申し上げましたように、それぞれの団体の今年度、三十七年度分といたしましては、やはり運営の中においてでき得るものといふふうに考えておりますので、その範囲内においてやつていただくということに相なると思ひます。三十八年度のほうの問題になります。三十八年度のほうの問題でございますから、今後の問題でございまして、現在、財政計画の中にも、あるいは交付税法の中においても、その他の諸費等の中に、相当包括的な作業をやつておりますから、その中において支出するようになるといふことは、はつきり言明できると思ひます。国のほうの措置といたしまして、三十七年度において財源措置を講ずるからという格好はとり得ないで、今のやうに格好はとり得ないで、やれといふ程度のことと相なると思ひます。

○山本伊三郎君 財政局長に来ていただきたいと思つたのですが、三十八年度の予算はまだ成立してないのです。これは、予算委員会でも、あるいはまた、これについて質問をし、措置もとれると思ひますが、問題は、三十七年の分として、すでに地方交付税の改正案は通つてしまつておるのです、さきの臨時国会において、したがって、三十七年度は、十月から出すということになります。地方交付税法に關係してくるのです。その措置をどうするかといふことをはつきり聞いておかなければ、国家公務員の場合は、一応ここで議論してやれると思ひますが、地方公務員の場合は、財政上の措置においては、それがそのままはたらかされてしまふといふことが非常に苦痛な地方団体が

あるから、自治省としての態度をはつきりしてもらいたいということがあるのです。余裕財源があるから勝手にやったらいいということではおさまらぬ。余裕財源のあるところとないところとあるから、その点をどうするかというところはつきり聞いておきたい、こう思うのです。

○説明員(美木広君) 三十七年度の、特に交付団体分が問題になると思いますが、県のほうにおいて一億ばかり、それから市町村のほうにおいて一億ばかりになりませんが、これが各団体、三千の団体に分かれて参りますというところ、ごくわずかなら参ります。したがって、現在、今、特交の配分をやっておりますけれども、大体、各団体にいたしまして、小さなところでも百万単位以上配分されますから、したがって、その点でも、十分切りかえに支障がないようにでき得るものという考えでございます。

○山本伊三郎君 もう一ぺん聞いておきますが、自治省は、でき得るものだという判断だが、できない団体も相当ある、あると思うのです。そのあった場合には、そういう財源は、自治省として何らかの形で見る、特交なんかで見る、そういうことは考えられるというところで了解していいですか。

○説明員(美木広君) 私のほうでは、毎々申し上げましたように見得ると思っておりますけれども、もし万一そういうことがありますれば、個別的な団体の問題としていろいろ相談をしてみなければいかぬじゃないかと思っております。

○山本伊三郎君 それじゃあ最後にもう一つだけ念を押しておきますが、今の修正による財源措置は、自治省としても余裕財源があるところはそれでやるべきである。もしもそれが無いところについては自治省としては考慮する余地がある、こういうことですね。

○説明員(美木広君) 前半のほうについては、それそれまあ一応やり得るというように考えておるわけでございまして、個別的にどうしてもやり得ない団体がありますれば、その団体ごとにいろいろ相談をして参らなければならぬ、こういうふうな考えで参ります。

○山本伊三郎君 相談をして、それでやるということですね。どうも語尾がはつきりしない。

○説明員(美木広君) それはちょうど年度にまたがりますから、非常にむずかしい問題があるわけです。

○山本伊三郎君 三十七年度でいいです。

○説明員(美木広君) 三十七年度中に処理し得ないものについては、三十八年度になりましてから財源措置を適度としてその分を考慮するというようなこととにいたすかどうかというやうなことも考えてみなければならぬじゃないか。でありますから、三十七年度分において直ちにこれを措置ができ得ない場合においては、四月になりましてからその分を適度支拂うことにならうかと思ひます。

○山本伊三郎君 ならうじゃない、である。

○説明員(美木広君) ですから、これらについては個別的にその辺のところは相談して参りたいと思ひます。

○山本伊三郎君 課長ではさう言ひにくいかもしれませんが、これは法律でも準じてやることになっているのだから、

当然通れば国会の意思を尊重して地方公務員の財源措置をしなければならぬ自治省としても義務がある。課長は非常に、省に帰つてから要らぬことを言つたといつて怒られるかもしれないが、われわれとしては、どうしても三十七年度で考えられなければ三十八年度で考えるという自治省の方針であるというところを了解して私の質問をこれで終わります。異議がなければ、あれは答弁してもらつて、異議がなければこれでいい。

○委員長(村山道雄君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ

他に御質疑はありませんか。

○委員(長村山道雄君) 他に御発言がなければ三案の質疑は終局したものと認めます。

これより三案を一括して討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○山本伊三郎君 日本社会党を代表しまして、本三案に對しまして若干の意見を述べたいと思ひます。政府原案については、われわれとしては全く反対の態度を今日まで堅持して参りました。また、人事院勧告につ

ては三月に入らんとしております。公務員の諸君も首を長くしてこの法律案の行方を見守つておられると思うのですが、そういう大乗的な立場から、わが党といたしましては本案に對しましては賛成の態度を明らかにいたすものであります。

しかし、昨日来の問題がたぐさんありまして、担当である大橋國務大臣におかれましては、今後公務員の給与についてはもつと真剣に、そうして今日の生活実態を十分把握されまして、今後これに對して善処されんことを強く希望いたしまして、賛成の意見にかえたいと存じます。

○田畑金光君 私は民主社会党を代表いたしまして、ただいまの三案に反對の意見を申し述べます。

反對の第一の理由は、申すまでもなく、われわれ年来人事院勧告の完全実施を主張して参りましたが、今回もまた五月実施が十月実施、約五カ月間実施がずれておるわけでございします。先ほどの質問によりまして、これによつて公務員の失う金額が二百十二億に上るといふわけでございします。なるほど衆議院段階において話し合ひの結果、初任給の手当が増額措置されて四億一千万前後これによつてプラスになるわけでございますが、四億一千万のプラスのために五カ月の完全実施をわれわれはそのまま見のがすわけには参りません。二百十二億の損失を見のがすわけには参りません。われわれといた

しましては、あくまでも人事院勧告の完全実施といふことを今後政府は強く肝に銘じて善処されることは強く要望したいと思つております。ことに、今回のこの法律が昨年の十二月の臨時国会において当然成立することによつて国家公務員あるいは地方公務員の期待にこたへるべきであつたにかかわらず、まさに二月の末に至る今日まで延びて参りましたといふことは、まことに遺憾なことであり、人事院の勧告実施がずれておること、ことにまた、ことしは、この法律の成立がこのようにおくれ

たことと二重にわれわれは残念に考へておるわけでございします。ことに、公務員の給与は申すまでもなく、民間給与を追つかけておるわけで、民間の給与が公務員の給与を追つかけておるわけではないわけでございします。人事院勧告の説明の中にも、三十七年四月現在、民間給与と比べると公務員の給与は九・三%下回つておる、こういう結論でございします。にもかかわらず、今回の勧告の内容は最終的に七・九%の引き上げに終わつておるというところは、勧告の内容自体についてわれわれは、不満があるわけでございします。ことに、私政府に特に考へていた五現業とこれらとの組合との団体交渉の経緯を見ますならば、交渉の中からほとんど実質的な結論を出すことができず、従来の例に反し、当局がことしは調停段階に移しておるわけでございします。おそろしく調停に移しても調停は無意味で、結局仲裁機関に、かけなければ、この仲裁機関の第三者の公正な結論を待たなければ、三公社五現業の給与改定の問題の最終結論を見出すこと

はできないと思っておりますが、私はやはり、三公社五現業当局と労働組合との話し合いによつてもっと自主的な交渉が煮詰まつて、そして仲裁段階に移していくということが、今日の労働情勢全般を見まして、社会の安定という点から申しまして、当然政府はその方向に指導し、協力されるのが建前であらうと考えますが、むしろ政府が公社当局に強く圧力をかけておるような印象もあるわけでございまして、私はそういうことを考えたとき、ことしの人事院勧告等に政府の政治的な配慮が加わることをおそれるわけでございします。そういう立場から、私は、人事院の今後の自主独立性をあくまでも強く要望することにも、当面、今回の三案については、人事院勧告完全実施という立場から反対の意見を強く表明するわけであります。もちろん初任給の手直しあるいは高校教諭の昇給期間の短縮、部分的には改善を加えられておるのであります。法律の本体そのものにわが党としては賛成するわけに参りません。

以上反対の意見といたします。
○委員長(村山道雄君) 他に御発言ありませんか。——他に御発言がなければ、三案の討論は終局したものと認めます。
これより順次採決をいたします。
まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。
本案に賛成の方は、挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(村山道雄君) 挙手多数。
よつて本案は多数をもつて可決すべきものと決しました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。
本案に賛成の方は、挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(村山道雄君) 挙手多数。
よつて本案は多数をもつて可決すべきものと決しました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。
本案に賛成の方は、挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(村山道雄君) 挙手多数。
よつて本案は多数をもつて可決すべきものと決しました。
なお、三案について、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願います。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
暫時休憩いたします。
午前十一時五十四分休憩

自治体に対しては、どの程度監査権があるのか。それと、今日までやられた経過があるかどうか。この点ちよつと聞かしていただきたい。
○政府委員(山口西君) 行政管理庁の監査権は国の行政機関に対して行ないますので、普通の行政機関の監査に關連して、国の事務を委任されておられますもの、国から補助を受けておられますものにつきましては、調査する権限がございします。

○山本伊三郎君 今までやられたことがあるか、それちよつと。
○政府委員(山口西君) 地方自治体に対しては調査を実施いたしておりましたことは、まだ記録ないですか。
○政府委員(山口西君) 都道府県につきましては、市町村等につきましても相当広範にやっております。ただその業務全部ではございせんので、中央の行政機関の監査に關連した部分についてだけやっておりますから、その自治体の総合的な調査というものはいたしておりませんけれども、部分的には非常に広範に実施いたしておりました。
○山本伊三郎君 それじゃ具体的にちよつと聞きますが、問題はやはり自治省関係ですから、本院としても地方行政でやるのが当然かもしれせんが、実は、長年にわたつた問題が、やはり自治省なりその他では何かまあやはりの情実があるという観点から、特に当委員会では行政管理庁に対してお聞きするのですが、実は姫路市の問題です。

公共事業関係でも非常に問題があるのです。二月の十七日だったと思ひますが、それがために二人ほど検察庁であげられておるような事例があるので、それは単に下部の職員——課長級であつたと思ひますが、それだけではなくして、きつめて財政運用上系乱しておるやうにいわれておるのです。この点について、行政管理庁として、そういうことを聞いておるかどうか。この点まず聞いておきたい。

○政府委員(山口西君) ただいまの具体的な事件については、実は承知いたしておりませんでした。最近風評がございしたので、一応現地の機関に、監査局の出入に連絡をいたしましたところ、事態は十分つかんでおりませんけれども、そういう何か問題が最近論議されておるといふことを報告いたして参つております。
○山本伊三郎君 実はまあ大所高所からやつてもらいたい意味において先ほど申しましたようなことを行政管理庁に言つておるのですが、地方自治法によつても、二百四十三条によつて、市の監査委員会があるのです。しかし、それらではもうとても手に負えないまでに長い間の宿弊があるようです。外には出ておりませんが、もしそういうものをいふと、姫路市には、相当この親分衆が対立した市でございまして、非常に問題があるので、新聞社でさえも、その論議に対して、率直に言えないというやうな市であるやうです。具体的に申しまして、神戸新聞の主筆が若干批判的なものを載せたというところで、直ちに市長から申し入れがあつて、それを取り消すがございします。この記事を次に載せる、こういう事実があるのです。したがつて、非常に問題があると思ひますが、私も実ははつきりしたやうな資料はまだ入手しておらない。監査委員会のメンバーですら入らないくらいですから、相当問題があると思ひます。ただこれはあなたの方に言つていいかどうか知りませんが、昭和三十五年だと思ひますが、市の事務消耗品の中から、五十万円で市会議員に対してやういふその記念品を出して、年末に。しかもその消耗品は、それだけあるならば、ペンやインクなんか買つてやればいいのに、そういうものは職員に負担をいかたつておる。そういうものを追及されてしまつておる。また、市長の三期目の、三十五年五月のことでありましたが、退職金として、六百五十万円は退職金として市会で議決されておる。私はこれにとかく言つておるのじゃないのです。それをその年度に出さず、その翌年度の予算から出しておるといふのは、財政が非常に乱れておるのですから、市会で議決しても、その年に出すだけの余裕はない。こういうこともまあ聞いておる。これはもうはつきりした事実であるやうです。そのほかいろいろあるのですが、こういう点について、まあ知らないと言われると思ひますが、行政管理庁としては今の権限上やういふものについてタッチはできないのかどうか。そういう風評があつても行政管理庁はそこまではないのだと、こういうことであるかどうか。それをちよつと聞いておきたい。

○政府委員(山口西君) ただいま具体的ににおあげになりましたことにつきま

た、この問題については、もう地元の問題にたびたび載つておるのですが、

らなので、これは何かの間違いではないかと思ひますが、たとえば皇室用財産の部分で道路拡張なんかしますと、それをずっと引つ込める、そういう場合、道路のほうの予算でやっていただくというよりはごさいまするけれども、そうでないのに宮廷費外でやる場合はないように思ひております。

○山本伊三郎君 私、かりにあつても、それはとがめておるわけじゃないんです。そういう場合も私はあり得ると思ひます。しかし、そういうものはないと言われるなら私はそれでいいんですが、そういうものが私は事実あるとすればはつきりとやはり宮廷費で出してやられるべきであるということ

を言いたかつたんであつて、なければそれでけっこうです。私もそこまで調べてどうこうという、これについて追及するわけじゃないんですが、そういうことを私は直接聞いたものですから、しかも実際それに当たりつつある県庁の方々の御意見も聞いたんですから、一べんあなたのほうでも調べておかれたいと思ひます。なければそれでけっこうですが、そういうことをちよつと聞いたものですから、ちよつと何っておきます。

そこで、新宮殿の問題ですが、この案では大体一億八千億から九千億の見込みでやるということで、本設計中であるというんですが、新聞にも載つたんですが、その進捗状態はどういうことですか。

○政府委員(瓜生順良君) 昨年の年暮れにあらましの基本設計に基づく模型図ができましたので、それをいろいろの方に見ていただき、新聞にも発表いたしました。その基本設計がほんとに

でき上がりますのは、この年度内、三月までには基本設計ができて、それから三十八年に入りますと実施設計、今度はこまかい実施設計に移ります。ほんとうの土台の工事が始まりますのは三十九年度からでございます。三十九年度、四十年、四十一年度と三年度で工事を完了する予定で進めております。なお、三十八年度はその実施設計のほかに、あそこの、今宮殿を建てようとする場所に他の建物がございまして、そういうものを取りこわしたり、あるいはそこへ入りまする二重橋が非常に古くなつておりますので、これを取りかえたり、そういうことがございまして。

○山本伊三郎君 これはまたよいなことか知りませんが、この前の皇太子の御殿のときにいろいろ工事請負者がきかれて、非常にいい気持ちで言われたことがありますが、今度の宮殿の場合に九十億という、最高九十億ぐらいだろうということですが、今の設計の進行状態からしてこれでできますか、その点どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは正確な金額は実施設計をやってみませんと出て参らないわけでありまして、おおよそむねこういうところ。ただ、心配しますのは、建築のほうの物価も上がつて参りますと、これはまたその点がまたふえるかと思ひますが、今のところでは、これぐらいの見込みというところで進めております。

○山本伊三郎君 私はいつも見て居るんですが、大体遠慮しがちな費用を先に出しておいて、物価が上がつたらそのまゝ自然に上がるというところは了解するんですが、いよいよ本設計にか

かつてやる際には、一応一割、二割くらいは別としても、膨大な費用の差が出てくるということになるとまた問題になるのではないかと、これは私はあんたらの立場に立つて考へて居るんですが、それで今のところというのはどういうことですか、物価が、材料費が上がるなければこれでいける、こういうことですか。

○政府委員(瓜生順良君) おおむねさうに考へております。ただ、その実施設計をやってみないと正確には出ませんが、しかしながら、実施設計をする場合も、おおむねこういうワケ内で考へて進めていくつもりでございます。基本設計の際にこくうラフな金額が出てくる。基本設計はラフなものでございまして、それを一応合計してみるところから、それを一応合計してみるところから、それになるというところで、これは実際の場合に何か大蔵省のほうにも相当高く見られていくわけですし、そう違つた金額にふくれ上がるということはないと私は思ひております。

○山本伊三郎君 この場合、坪当たり幾らになつておるのですか。

○政府委員(瓜生順良君) その建物の部分によつて違ひますけれども、基本設計の場合の建物は平均してみますと、坪で基本設計の際のラフな計算では六十七万くらいになつております。

○山本伊三郎君 われわれの常識では坪当たり六十七万円というところ、普通の建築から見ると想像できないんですが、その特殊な宮殿としての特殊な要素があると思ひますが、それは宮殿としての特殊な建築上要素はどういうものが必要ですか。

○政府委員(瓜生順良君) 第一の点は普通の銀行ですとか、ああいう建

物——銀行もたいがいそうですが、事務所に比較しますと、天井がずっと高い。それで一階といひましても、普通のビルなんかのものに比較しますと、二階以上のぐつとこうなりますものから、それで坪は平地で言いますから、そういう場合、普通のビルなんかから見れば高くなります。そのほか、この宮殿の性質上、いろいろ外国からのお客とか、そういう方が見えますから、その際の部屋内の装飾等も相当吟味するといふたようなことがありまして、そういう点も普通のビルなんかから見れば高く上がるという点があると思ひます。

○山本伊三郎君 これはさうすると、調度品は入つていないのですか。建築だけですね。

○政府委員(瓜生順良君) 普通の調度品は入つておりませんが、ずっと壁紙を張るとかそういうものはみな入つております。

○山本伊三郎君 そりすると、八十億——九十億とまあ見まして、この坪数に六十七万円をかけたのが九十億、こういう計算で考へていいのですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは宮殿の建物の部分を申し上げましたのです、そのところに庭園を作りましたり、ずっと周囲の整理をするとかあるものは地下に駐車場を作るとかいうようなものもございまして、宮殿としては七千四百坪ですが、そういう付帯の工事がございまして、合わせたものが八十億ないし九十億。

○山本伊三郎君 僕の言つて居るのは、付属費は入つて居ると思ひますが、宮殿です。相当調度品もそろえなきゃならぬが、その調度品はどうなつ

てるかということをおつと何いしたい。

○政府委員(瓜生順良君) その点は現在いろいろ調査検討してもらつておりますので、そのほうのまだ見込みもいろいろは出ていないわけでございます。どういふふうな調度品をするかというものは現在研究中——専門家に頼んでおりますけれども、研究中なもので、それがまだ出ておらない。

○山本伊三郎君 その費用はどのくらい見込みもつておられるんですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは現在のところ、見積もりとしてはまだ出ていないわけでございます。

○山本伊三郎君 私、一回、今の仮宮殿に入れたいただきましたのですが、建築よりも——今の建築は問題にならぬと思ひますが、調度品は相当金がかかるんじゃないかと思ひますが、それらはやはり新宮殿の予算額として考へておかなきゃならぬんじゃないかと思ひますが、この点どうなんでしょう。別にまたそういうものを出すとすると……。

○政府委員(瓜生順良君) その点は今申しましたように、実施設計ができてから、こゝへこゝへいうふうな色のかいいうのがきまつて参ります。それに合せて、じゃ、それに合わせたのにはどういふふうのいいというふうには、調度品がきまつて参るわけでございます。そういう関係で調度品に関する見積もりが出ますのはもうちよつとあとになるものから、そういうことで、今のところは金額が出ておりませんけれども、そういうことでございまして。

○山本伊三郎君 私がこれを質問するのは、幾ら要るとかどうこうということ

よりも、ああいう宮殿になると、献上品といふことで、いろいろな調度をそろえては、私見かもしれませんが、献上されたものも相当あるようです。個人の意見で言いますと、そういうものは避けるべきであるというふうに考へておるんです。で、そういう費用は見積もつておらないというところは、あるいはそういうものを期待して見積もつておらないんじゃないかという、これは私の推測ですが思つておるんです。したがつて、その点が本設計ができるまでできない、その費用は概算できないと言いますが、大体、一応そういう予算を見積もるときには調度品は幾ら要するという、これはいづれの建築物を見ましてもそういうものは見積もらなくちゃならぬのですが、これが全然入っていないということになると、またあとでいろいろ意見も言わなくちゃならぬ。それで私は質問しておるんです。

○政府委員(瓜生順良君) この、調度品は献上があるから、それで見積もりがまだ出ていないという意味では、誠に不都合な寄付は受けてよろしいという閣議決定もありまして、現在まで寄付として三千万円程度、まあ金額としては多いものの、まあいいですね。これは、積極的に集めるようなことをいたさないで、ほんとうに自発的なもの。この調度について、そういうことを期待もいたしておりませんし、集まりました金額について、それが大きな予算のどこへ入ったかわからないというのでは、なんだから、それでどういふものができるかというふうなふりにしてもらいた

いという声もございますから、皆さんの寄付がこれだけあつた、その分でこのことができたというふうなことはこれはやるかと思ひますけれども……。

なお、次の調度品の見積もりの関係は、まだそこまで作業が進行してないものですから、それで申し上げかねておるわけですが、もう少し少しいつ作業が進行いたしますれば申し上げることができると思ひます。あまりいいかげんなことも申し上げられないものですから、そういうことでござい

○山本伊三郎君 瓜生次長さんね、これは常識上の問題として、宮殿といふのは特殊な建築物だと思ふんです。したがつてそれに対する調度は一応あつてやるんだと。しかし、やはりそれはまたいづれのか国に予算でやるということになるんでしょ

が、その点どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) そのとおりでございます。

○山本伊三郎君 そうであれば正確な私は費用というものがあつたとしても、この八十億、九十億、先ほど質問しましたように、これはこれだけの数字じゃないと思ふんです。それであれば調度品としてはこの程度要するんだというのをやはりこの機会に出しておかれたほうが、私は宮内庁当局としても、総理府としても妥当でないかと思ふんです。われわれ一見して九十億で全部できるんだという考えを起すので、そういう点がどうも予算の出し方、議案の出し方についてちょっと異議があると思ふんですが、これは一つの参考資料としての資料ですが、そういう方法をとつてもらいたいと思ふん

です。なお、皆さん方直接関係している技術者といふと、専門家がいますので、大体この程度の調度品は必要だといふところからいへば私はいつもの持つておらんくちや、宮殿を建てる責任者が調度品は今後考へるのだ、こういうことじゃ、ちよつと私は権威がなさ過ぎると思ふんですが、その点どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) この宮殿の造営のほんとうの予算というのはまだ出ていないわけ、これは三十九年度にいくわけ、それまでは三十九年度のものも概算の見積もりぐらいを出すべきたと思つておられます。私も、これは一応昨年の暮れにある程度できて、今もなお作業中なものですから、それよりもちよつとお待ち願ひたい、こういうことでございまして、全部造営予算の一部が、三十九年度に出る前にはこれは三十九年度のものやなりなくはないか、私も考へておられます。

○山本伊三郎君 これは総理府総務長官に私聞いておきたいと思ふんです。一つの新宮殿を建てるというところは、国家的事業だと思ふんです。その場合に、そういうきわめてあまいな、概算というものがなくして、そのときばつたりでまたこれはふえていくのじゃないか、これはまた別だといふ予算の取り方は、私は間違ひだと思ふんです。また、国民も承服しないと思ふんです。大体それはできるまではつきり言えないけれども、この程度は要するんだというの、国の事業としてやる場合はみなそうだと思うんです。そこでいろいろその年度々の予算だけ審議してあとは自由にやるんだということでは、私はちよつと了解できない

点があるのですが、やはり多い目に言う必要はないが、あとで事情が変更になつて、諸物価が上がり、材料が上がるというふうな事情はこれはわかるのですが、それがなければこの程度で完成して天皇が入れられるようになる、こういうものがやはり政府として持つておらんくちやならぬと思ふんですが、その点どうですか。

○政府委員(徳安實蔵君) お説もつともだと思ひます。これが普通の役所でございます。もちろん最初からそういう予算等もあらかじめ立てて年度計画に組み入れておくべきだと思ひますが、宮内庁の関係で皇室関係でも宮内庁との関係で取り急いで三十八年度の予算に対して計上してはあげて三十九年度に具体的なものを示して御協議を得たい、御賛成を得たいといふ考えの方でございますが、お説もございまして、さうさくひとよく相談いたしまして、将来にそういう懸念の起こらぬように処置するように努力いたします。

○山本伊三郎君 どんな事業でも継続事業であればその年度々の予算、それはいいのです。しかし、やはり一応継続事業であつても最初のときにはこれだけ要る、さああたり三十八年度はこうだといふきめ方が国家予算の大体建前です。で、皇室の場合は特殊な扱いをされるという事情もわかるけれども、それが逆にまた国民にある程度の疑惑を持つ。幾ら言つても手がわかんない。そのとき、そのときにまた多くなつていくかわからないということでは、かえつて私は皇室に対して国民

からいろいろ批判を受けることになると思ひます。そういうことのないように私はお願いしておきたいと思つておる。したがつて、きょうはこれ以上追及しませんが、最後完成するまでには調度品全部含めてこれだけ要するんだ、これはまあ一応概算になると思ふ。予算できめてやつぱり物価が上れば追加しなくちゃいかぬ、その事情はわかつておる。この場合には、どうも私はその点がいかぬと思ひますので、この点はひとつ至急にやはり出してもらいたい。なお調度品の問題ですが、瓜生次長はいろいろ言われますが、私は象徴天皇として憲法で認めておる以上は、やはり国民がすべて宮殿をやるんだ、こういうものでなければならぬと思ふ。自発的にやるからそれは受け

るんだというところは、これは個人的な関係です。個人の贈り物のものがあれば、そんなものはいやだといふわけにいかぬが、事宮殿に關しての問題についてはさういふ方向にやるのは私はい

い方向でなからうかと思ふ。どうせ献納する人は相当裕福な人じゃないとさぬと思ふのです。さういふことが今の象徴天皇としての立場からいつていいかどうか、この判断を私ははつきりしておかなくちゃならぬと思ふ。さういふ意味において、瓜生次長なり総務長官はどうか考へておられるか、その点をひとつ。

○政府委員(瓜生順良君) 宮殿に対する誠意に基づく寄付の問題でござい

するので、その精神に基づいてやって
おることです。しかし、まあ
宮殿は国民全体のお力でできる
ということが建前、つまり国の予算とい
うのは、結局国の全体の力でできるわ
けでございますから、それを建前とし
て、なおそのほかにぜひいろいろの
をということがあれば、弊害のない場
合には、その方の精神を重んじてそれ
がほんとうに必要なものであれば、十
分利用できるものであればこれも受け
るといふようにしたらどうかというこ
とで考えております。

○山本伊三郎君 総務長官は……。

○政府委員(徳安實藏君) ただいま次
長から御説明申し上げたとおりでござ
いまして、これはもちろん閣議の決定
もございまして、事務が事柄でござい
ますから、できるだけ疑い、あるいは
はまた利用されることのあるようなも
のは、これはどんなことがあっても避
けなくやります。心から国民
の一人として清い気持ちで献納されま
すものには、もちろんこれをお受けされ
てもいいと思ひますが、しかしまあ、
これが大きな一つのはやりのみだ
いになりまして、先ほど御指示がござ
いましたように、東宮御所の建設にあ
つて一万円を入札するといふような
ものも出ないとも限りません。であ
りますから、こうしたことにつきま
しては、そういうことのないように厳に戒
めていきたいという気持ちを持っており
ます。

持っております。で、これはこの前の
皇太子殿下の入札の一万円というの
は、これはまた問題起こしたのです
が、そういうことは別として、やはり事
天皇の宮殿、これは天皇の宮殿という
よりも、いわゆる国民の宮殿に私は考
えるべきでなからうかと思ふ。外国使
臣なり、あるいは国民が尊敬する、い
わゆる象徴天皇の住んでおられるとこ
ろだといふことになると思ふ。そこに
一部のそういう人のものだけ受けるこ
うことは、私は考え方としては反対
です。これがほんとうに清い贈りもの
であるかどうかという判断は一体どうす
るのです。その品物に書いてない。ただ
持つてくる場合には何かの一つの考
えがあつて出すのか、それともほんとうに
あなた方が言うように、純真な気持ちで出
してくるのかという判断ができないと
思ふ。それは零細といふか、贈りたいけ
れどもない、そこらに落ちていた紙を
持つて行つても受け取らぬ、また、そん
なもので持つて行くわけがない。そうい
う私は国民に対する不公平な措置の感情
はそこから湧いてくると思ふ。そうい
う意味において私は言つてゐる。非常
に純真な人で持つてくるものは受ける
けれども、それ以外のものは受ける
ない、そんな判断はできません。あなた
は言うけれども、ここで答弁するだけ
でそんなことわかりませんよ。だから
そういう点を十分配慮すべき問題だ
と思ふけれども、閣議決定と言われま
すけれども、閣議でどう決定しよう
と、それだけで判断しておつてはいけ
ない。大体側近の方々の考え方とい
うものを相当はつきりしておかなければ
いかぬと思ふのですけれども、もう一
べんちよつと聞いておきたい。

○政府委員(瓜生順良君) この献上の
関係ですが、これは献上といふふうな
言葉は今お使いになりましたけれど
も、建物も、そこに入る調度品もこれ
は国のものでございまして、陛下に差
上げるというより国に寄付をするとい
う形になるわけで、現在の寄付金とい
うのもこれは国への寄付でありまし
て、これは大蔵省のほうの一応収入の
中へ入れて、入つておるわけです。それ
が記録してある。何か物の場合につ
いても宮殿で、もちろん公の国の行事を
される宮殿のものは、家具調度もこれ
は国のものになる。寄付があれば国へ
の寄付、そういうこともあるものでござ
います。が、しかし、実際問題として
今先生のおっしゃる通りに、それじゃ
ほんとうに誠意に基づくものかどう
か、なかなかむずかしい点があるん
じゃないかといふ御意見、その点もご
もつともございまして、また實際問
題とすると、受ける例はそうたくさん
ないと思ひます。現在でもいろいろ献
上品のこともございまして、これも
原則としてお断りするほうが多
うございまして。

○山本伊三郎君 瓜生次長が要らぬこ
とを言つたら、また言いたくなるので
が、一体国に寄付するといふ考え方
で、寄付するものはほかのところには
ないのです。やはり宮殿だといふので
寄付するのであつて、たとえそれが帳
面づら国の財産になるにしても、宮殿
以外のところにそんなものやるとい
うことはないので、あなたの言うのは形
式的なことであつて、もちろん国の財
産であることに間違ひはないが、私は
それを言つてゐるのではない。ただ宮
殿に対して一般の国民の平等な感情の

何といひますか、扱いといひますか、
そういうものを無視した、そういうも
のはやらないほうがいい、こういう私
の意見なんです、この点について総
務長官どうですか。

○政府委員(徳安實藏君) 従来とても
私も聞いておりましたところでは、
宮内庁では非常に慎重に取り扱つてお
られるよりでありますし、今お説の
ように、皇室のことであり、日本の象
徴である天皇陛下の日常これに御使用
になるものといひまして、一部の
人で献上してそれが愛用せられてい
く、ものによりましてはこれはやむを
得ぬものもあるかもしれませんが、な
るべく国民の全部の気持ちがあつて集
まる行き方をしたほうがいいと思ひま
すから、それにつきましてもはおそろ
く宮内庁のほうでも慎重な態度で臨ま
れると思ひます。今のお話のよう
な点は十分慎重に考えまして、いやしく
も国民から批判することのないよう
な、こうしたものに対する処置はとり
たいものと、かように考えておりま
す。

○山本伊三郎君 最後に、旧皇族の方
今の状態ですね、一べんわかる程度に
ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) この元皇族
の方の關係は、現在の宮内庁の事務と
しては、そういうお方のことのお世話
をするといふことが職務の内容にない
わけでございますが、しかし、陛下
の御親戚といふような關係でいろいろ
われわれも関心は深く持つておるわけ
であります。毎月一回そういう元
とりのお世話をしておられる元
事務官——今は事務官の権利がない人
ですけれども、そういう元が宮

内庁の宗親係——宗と親しむという宗
親係があります。そういうところへ集
められて、いろいろお打ち合わせも
され、相談もされておるので、われわ
れのほうとしては、そういうことに関
して、まあわれわれのほうでも相談相
手になつて、いい面につきましてもは相
談相手になるというふうなことをいた
している。元宮家——その宮家によつ
ていろいろ事情が違ひまして、非常に
順調に行つておられる方もあります
し、そうでない方もございまして、そ
の点は先生も御承知のとおりかと思
ひますが、そういうような状態ではござ
います。

○山本伊三郎君 私二、三、元宮家
の邸宅といひますか、家も見せてい
ただきましたが、きわめて困難してお
られる方もあることを見ています。品
川のほうの土地の問題なんかごたご
たやつてゐるというところも聞いており
ますが、終戦後あつたことになつて、
全然宮内庁から離れてしまつた。それ
がために経済的な能力といふと、えら
い失礼でございますが、ああいう社会
で育つた方ですから、きわめて安い地
価で全部売り払つてしまつた、こうい
うことで非常に、私も調べておるの
ですが、これはこういうことを言つた
とまた名前が出ますから言ひませんけれ
ども、非常に安い地価で、しかもりつ
ぱな場所を元宮家が取られておる。こ
れはもう宮内庁は全然關係ないから
はつたらかしてあるようですよ、いろ
ろ聞いてみます。そこでそんなことは
言ひたくないのですけれども、私は元
宮家はどうかといふことは言ひません
けれども、そういうむづかしいことは
はどうか知りませんが、そういうこと

に對して、やはり今言われましたが、全然私のほうは関係はないけれどもお世話しているという事です、これはもうそういう点については、これはもう人間としてやはり考へてあげる必要がないのか。それは、私はその人を擁護するといふ意味じゃなしに、あまりに私はむごいやり方で土地を取つておるということを知りておるが、そういうことはありませんか。

○政府委員(瓜生順良君) 先生お聞きのようにならぬとわれわれ聞いておりますけれども、まあ実態は、特別に調査するといふ権限はありませんから正確なことはわかりませんが、いろいろなことがあつておるようです。元宮さんのほうは、まあ非常に善意の人が多いわけでございます。そこでまあ相当狡猾な方が入つておられますと、ついでに言葉に乗せられていろいろそれがおもしろくない結果になつておられるといふようなこともありますが、その点はわれわれとしてもお気の毒だと思つておられます。で、そういうことが大体まあ陛下の御親戚の方でありますものから、われわれが相談相手になり、やはりそういうような、ときによつて世話をする事務官なんかでもいい人はいないかといふ場合にそういうものを考へまして推薦したり、そういうことをやつておられますけれども、そう立ち入つたことは今の役所の性質でできませんから、精神的には努めておるつもりでございます。

○山本伊三郎君 それから、天皇が旅をされるに、終戦直後は非常になどやかな接触があつたのですが、年を経るたびにだんだんと厳格な警備になつて、一般国民と遊離するやうな警備がやられておる。この前ここで質問したとき宇佐美長官の御答弁だつたと思つておるが、宮内当局としてはなるべくそういうことは避けたい。しかし、地方で警備の関係でやられるので、そこまではとやかく言へぬといふやうな答弁があつたように思つておられますが、しかし、これは相当考へておかなければならぬと思つておる。そういうことがだんだんとなれてくると、やはり昔のやうな形に、一見尊敬してゐるやうな形に、実際は腹の中ではさうでないといふ、そういうものが私には出てくる公算もあるのじゃないかと思つておる。この点は側近におられる方々の非常に気がまがふ必要だと思つておるが、その点はどうですか。

○政府委員(瓜生順良君) 陛下が特に地方の行幸にお出かけの際の警備の問題だと思つておるが、このことにつきましては、われわれのほうは警察のほうでやられることであります。警察のほうも、地方にお出かけの際にその地方の国民の皆さんと親しめることが大事なので、かきををし、みぞを作るやうな、そういうやうな警備はしないです。警備長官もそういうつもりでやつておる。ただ非常に多数の方が奉迎の意味でお出になるのですから、やはりある程度警察官が出ていて、そしてしっかりと整理して見せんと、陛下がお出ましになつた、お顔が見えたらわあつと押しかけて、陛下に對する関係だけでなく、押しかけた人が倒れてけがするとか、そういうことがあつてはいけません。事実警察のほうでこれはこのくらいでよろうと思つておられて、そのために非常にたくさんの方が出られ

て混乱した例も最近あるのですが、そこあたり警察としても非常に苦しんでおられるところと思つておる。この点は同情もしてゐるのです。情動的には警察でもわれわれと同じ気持ちでやつていただいておると思つておるが、また、警察本来の事故が起きないようにという配慮、その点である程度のことがあるといふ、その点はまた御理解いただきたいと思つておる。

○山本伊三郎君 ちやうど英国なんかの王室と比較すると、もう英国あたりは、これは釈迦に説法で御存じでしょうが、全く無警戒のやうな形でやられておると思つておる。私はそのわあつと行くといふのは、人間の心理状態、警戒をせずとなを張つてやつておるから行くといふやうなものであつて、それがなれてしまえば私はさうしらないと思つておる。さういふ点も、これは十分御存じだと思つておるが、考へておかなければ、さういふことが自然積もつてきて、全くとやうなじゃ人道からこつちに出たらいかに、これは狭いから家の向こう側にやつてしまふとか、極端な警戒ぶりがあるのですよ、實際問題。天皇が通らる、これは狭いから、ここはだめだからお前に行け、それからもうすでに窓のほうはだめだ、——終戦直後は上のほうから手を振つて歓迎の意を現わしたが、現在ビルの上ではさういふことはやらぬ。さういふことをやる地方もあるのですよ。だからだんだんとあなたがつておるよりも昔のやうな形に変わつてつた。あなたが言われるやうに、わあつとやつてくるからと言つて、上におる人は何もおられてこ

いですよ。さういふことがやられつたものである。総務長官、そのようなことはいいですか。なければつてこ

○政府委員(徳安貞蔵君) 私も最近の行幸の状態はよく知りませんが、お説のとおり皇室と国民とが密着することとは非常に大切なことでありまして、今の取り締まりの関係で離れていくやうな姿といふものはいふことじやありませんから、さういふ点につきましてはよくまた宮内庁関係とも、警察関係とも相談いたしまして、なるべくさういふことのないやうに努力いたしたいと思つておる。

○下村定君 関連質問。ただいま宮内庁瓜生次長から、元の皇族の御身上について元の事務官もときどきお集めになつて事情を御聴取になり、御配慮になつておるというのを聞きまして、非常に私にはうれしく感じました。往々にして今の臣籍降下になりました御皇族で、非常に言葉は悪いかもしれませんが、窮乏の境におありになつておる、窮乏の境におありになつておることを聞いておられます。それにつきまして、もう時間がありませんから、一つ、二つ簡単に御答へ願ひたいと思つておる。

○政府委員(瓜生順良君) 李王さんのことでございますが、最近ずっと御病氣でお休みでございますが、いろいろ経済的にもお困りになつておることさうございまして、われわれとしても陰ながら実は相談相手になつたこともございまして、で、昨年の十二月に、韓国側で韓国籍をとられることを認められたのですけれども、昨年の、たしか十二月十五日に韓国籍に移されました。これは、李王家の元の財産といふのは韓国にあるわけでありまして、これを韓国政府としてはやはり取り上げるといふことをしないで、管理をしておる。でその李王さんのお兄さんの末亡人になられる方がやはり京城におられますけれども、さういふ方のいろいろな費用はさういふところから上がつたもので韓国政府が出しておる。で、李王さんについても、韓国政府は、韓国籍をとつてくれれば、さういふところから出せるということ、実は韓国籍を、十二月十五日だつたと思つておるが、おとりになつて、さういふために、李王さんのおいでになれないものから、李方子様が韓国においでになつたことは新聞にもちよつと出ておつたと思つておる。手続をされまして、さうしてある程度のもので、

い込みの部屋においでになつた。お母様の皇后陛下がお見舞いにお出ましになつておると思つても、それでちよつと困るといふやうなことでお控へになつたといふやうなことを聞いたことがあつた。これは真実かどうかはわかりませんが、私は、まさかさういふことではないと思つておるが、これもひとつ念のためにお伺ひしたいと思つておる。

この財産から上がった分から韓国政府のほうで、李王さんにおあすするといふことになりましたから、今後は安定されるかと思ひます。

それから東久邇成子様の国立病院においでになったことですが、大部屋ではなかったと思ひます。普通の個室でありますけれども、ずっと並んだ普通の部屋ですから、特別室というわけではございません。その後そこではどうも御養生しにくいというので、宮内庁の病院のほうへその後入つていただきまして、宮内庁病院で療養いたされまして、あそこでおなくなりになつたわけでありすけれども、そういう事情でございます。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は、挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願ひます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十四分散会

昭和三十八年三月四日印刷

昭和三十八年三月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局